

レセ電通信調 28005 号  
平成 28 年 10 月 13 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）の  
厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）が下記のとおり変更され、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでお知らせします。

なお、下記の変更については、平成 28 年 4 月 1 日適用となります。

記

変更内容

1 「エ 処方情報（イ）調剤情報レコード」の変更

(1) 項目「調剤料：算定区分」の「備考」欄の変更

	項 目		備 考
変更後	調剤料	算定区分	算定区分 6 については、平成 28 年 3 月調剤以前分は <u>記録不可。</u>
変更前			(空欄)

(2) 項目「調剤料：算定先No」の「記録内容」欄の変更

	項 目		記 録 内 容
変更後	調剤料	算定先No	(1～3省略) <u>4 算定区分に「6」を記録した場合は、同一有効成分・ 同一剤形である処方Noを記録する。</u> <u>5 調剤料を包括する薬学管理料等を算定する場合 で、点数が“0”となる場合についても、当該調剤料の 算定先 No を記録する。</u>
変更前			(1～3省略) <u>4 調剤料を包括する薬学管理料等を算定する場合 で、点数が“0”となる場合についても、当該調剤料の 算定先 No を記録する。</u>

2 「カ 基本料・薬学管理料情報 基本料・薬学管理料レコード」の変更

(1) 項目「薬学管理料」の「記録内容」欄の変更

	項 目	記 録 内 容
変更後	薬学管理料	2 調剤を行っていない月に算定した在宅患者訪問薬剤管理指導料等については、本欄には記録せず、摘要薬学管理料欄に記録する。
変更前		2 調剤を行っていない月に算定した服薬情報等提供料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料については、本欄には記録せず、摘要薬学管理料欄に記録する。

(2) 項目「摘要薬学管理料」の「記録内容」欄の変更

	項 目	記 録 内 容
変更後	摘要薬学管理料	1 調剤を行っていない月に在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した場合は、本欄に必要事項を記録する。
変更前		1 調剤を行っていない月に服薬情報等提供料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した場合は、本欄に必要事項を記録する。

3 各種コードに関する事項

(1) 「別表14 算定区分コード」のコード追加

コード名	コード	内 容
算定区分コード	6	算定しない
		(同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合(調剤料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、算定先の調剤料点数が“0”となる場合を含む。))

(2) 「別添 処方基本レコードの「剤形コード(別表11)」と調剤情報レコードの「算定区分コード(別表14)」の対応表」の追加

			算 定 区 分 コ ー ド				
			1	2	3	4	6
			算定する	算定しない (調剤料算定可能剤数超過等の場合)	算定しない (漸減療法等で、調剤数量を合算する場合)	算定しない (服用時点が同一の場合)	算定しない (同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合)
剤形コード	1	内服	○	○	○	○	○
	2	内滴	○	○	×	○	×
	3	屯服	○	○	×	×	×
	4	注射	○	○	×	×	×
	5	外用	○	○	×	×	○
	6	浸煎	○	○	×	×	×
	7	湯	○	○	○	×	×
	9	材料	—	○	—	—	—